



株式
会社

クリーン☆アップ°

<http://www.clean-up.co.jp>

慶弔見舞金規程

慶弔見舞金規程

(目 的)

第一条 本規程は、就業規則第63条に基づき、従業員の慶弔見舞いに関する事項について定めたものである。

(適用範囲)

第二条 本規則は、就業規則第3条第四号を除く第一号から第六号の社員に対し適用する。

- ② 前項の内、就業規則第3条第四号社員については、公益財団法人札幌市中小企業共済センター（以下さぽーとさっぽろ）に代わって会社が同等の授与を行うものとする。

(慶弔見舞金規程の管理運用方法について)

第三条 第二条第一項の社員に対し支払われる慶弔見舞金の管理運用方法については全てさぽーとさっぽろの福利共済事業によるものとする。

- ② 前項の内、就業規則第3条第四号社員については、さぽーとさっぽろに代わって会社が同額を支給する。

(共済掛金の額)

第四条 第二条第一項の社員に関する福利共済掛金はさぽーとさっぽろの定めるところの金額としその全額を会社が負担する。

(共済資格取得日について)

第五条 入社日とその月の1日となっている場合はさぽーとさっぽろが定める同じ月の締め切り日までに、それ以降の入社日の場合は翌月に加入申請する事がある。申請後の福利共済資格取得日についてはさぽーとさっぽろの定めるところとする。

(届け出)

第六条 慶弔見舞金の支給を受けようとする者は、第二条第一項の社員はさぽーとさっぽろの指定様式に必要事項等を記載し会社に届出、就業規則第3条第四号社員については慶弔見舞金申請書（社内様式）により会社に届け出なければならない。

(祝 電)

第七条 本人が結婚する場合、会社名義で祝電を発信することがある。

(香 典)

第八条 従業員が死亡した場合は、遺族に対して、会社より別表1に定める金額を香典として支給する。

- ② 従業員の配偶者、子、実父母、義養父母が死亡した場合は、会社より別表1に定める金額を香典として支給する。

【別表1】

対象	香 典
本人死亡	30,000円
配偶者・子・実父母・義養父母死亡	20,000円

(弔 電)

第九条 本規程第三条に基づく弔慰金、本規程第八条に基づく香典を支給する場合は、会社名をもって弔電を発信、または花輪を提供することがある。

(無配当総合福祉団体定期保険の加入に基づく弔慰金の支給)

第十条 会社は、従業員が死亡した際に、その遺族に対して下記別表2に定める金額を弔慰金として支給する。ただし本規程第十二条にて締結している保険の規定に従うものとし、当該弔慰金は契約を締結している生命保険会社から直接遺族に支払う。

第十一条 従業員が死亡した場合の弔慰金を受け取るべき者の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条以下に定めるところによるものとし、同順位の者が2人以上存在する場合には、受給者のうち会社が認めた代表者に対し支払う。

第十二条 会社は、本制度を円滑にかつ安全に運営するため、生命保険会社との間に無配当総合福祉団体定期保険契約を締結する。

第十三条 加入手続きについては、入社日以降、生命保険会社が定める資格取得日(入社日の翌月1日)の加入申請締め切り日までに申請を行う。入社日が締め切り日直前の場合には、さらに翌月の締め切り日に加入申請となる場合がある。

【別表2】

対象	弔 慰 金
全員一律	2,000,000円

(団体がん保障保険制度の加入に基づく見舞金の支給)

第十四条 会社は、従業員が所定の悪性新生物(がん)と診断確定された場合に、下記別表3に定める金額をがん見舞金として支給する。ただし本規程第十五条にて締結している保険の規定に従うものとし、当該見舞金は契約を締結している生命保険会社から直接従業員本人に支払う。

第十五条 会社は、本制度を円滑にかつ安全に運営するため、生命保険会社との間に団体がん保障保険契約を締結する。

第十六条 加入手続きについては、入社日以降、生命保険会社が定める資格取得日(入社日の翌月1日)の加入申請締め切り日までに申請を行う。入社日が締め切り日直前の場合には、さらに翌月の締め切り日に加入申請となる場合がある。

【別表3】

対象	見 舞 金
全員一律	2,500,000円

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日より改定する。

この規程は、令和7年5月1日より改定する。

この規程は、令和7年7月1日より改定する。